みえむミュージアムキット 貸出要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、三重県総合博物館(以下「博物館」という)が行う、みえむミュージアムキット (以下「キット」という)の貸出事務を円滑に進めるためのものです。

(貸出)

- 第2条 博物館は、次にあげる貸出要件を満たした学校等にキットの貸出を行います。貸出期間は、貸出日から返却日を含めて1週間とします。
- 2 特別な理由があるときはさらに延長して貸出を受けることができます。
- 3 貸出を受ける際には、事前に博物館と打合せの上、教材借用申請書兼承認書(様式第1号)を提出し、 承認を受ける必要があります。

(貸出要件)

- 第3条 貸出要件は、次の各号のとおりです。
 - (1) キットの借用目的が学校での授業等の教育的活動であること。
 - (2) 貸出から返納までの間、管理責任者を定め、責任をもって対応できること。
- (3) キットの活用状況について博物館へみえむミュージアムキット活用状況報告書(様式第2号)により報告ができること。
- (4) キットの運搬等について費用が発生する場合、その経費を負担すること。

(遵守事項)

- 第4条 管理責任者は、次の各号のことを遵守すること。
 - (1) キットは貸出を受ける目的以外に使用したり転貸したりしないこと。
 - (2) キットの貸出を受けた期間中は、細心の注意を持って取り扱うこと。
 - (3) キットは承認された期間内に返納すること。
 - (4) キットの梱包や運搬等について、館員の指示に従うこと。
 - (5) キットの改造等、故意に変更を加えることはしないこと。
 - (6) 前号までに違反した場合は、貸出期日の前でも博物館長の指示の下、途中で返却を求めることがあります。

(損傷等への対応)

- 第5条 貸出を受けた間の、運搬や保管、活用中におけるキットの汚損、損傷、亡失等が発生したときは、管理責任者は速やかに、博物館長へ教材亡失(損傷)報告書(様式第3号)により報告すること。
- 2 キットの汚損、損傷、亡失等の修理費用等を負担いただく場合がありますので、ご了解ください。